

令和5年度

監査報告書

定期監査

留萌市監査委員

令和5年12月

定期監査報告

1 監査の対象部局

総務部	(総務課・危機対策室・財務課・税務課)
地域振興部	(政策調整課・ふるさと納税課・経済港湾課)
市民健康部	(社会福祉課・市民課・保健医療課・介護支援課・地域包括支援センター)
都市環境部	(上下水道課・環境保全課)
教育委員会	(教育政策課・生涯学習課・子育て支援課・子ども発達支援センター・学校給食センター)
市立病院事務部	(総務課・医事課)

2 監査の実施期間

令和5年9月25日から令和5年12月12日まで

3 監査の範囲

令和4年度の一般会計、特別会計及び企業会計における、委託料から支出された財務事務

4 監査の着眼点

- (1) 委託の内容は適切か、性質上委託することが不適切なものはないか。また、その効果の確認は行われているか。
- (2) 委託の相手方及び選定方法は適切か。
- (3) 委託料の算定根拠は、合理的な基準に基づき行われているか。
- (4) 委託契約書に記載すべき事項は、漏れなく記載されているか。
- (5) 発注者及び受注者は、委託契約書及び仕様書の内容に基づいた処理を、適正に行っているか。

5 監査の方法

監査対象部局に対し、あらかじめ監査範囲の委託業務名、委託の目的又は理由、委託の効果、委託業者名、根拠法令等の提出を求め、関係書類、諸帳簿等を監査するとともに、必要に応じて担当職員から事務の執行状況、内容等の説明を受け実施した。

6 監査の対象

令和4年度決算における「委託料」支出業務のうち、次の40件を抽出した。
 (その他、前回定期監査の結果に基づき、又は監査の結果を参考に措置を講じたとして通知のあった業務のうち23件を別に抽出し、改善がなされているかについて確認のみを行った。)

単位：円

担当部課		業務名(契約名)	R4決算額
総務部	総務課	スマートフォン教室開催委託	899,800
		eラーニング階層別研修	558,250
	危機対策室	緊急割込み装置運用支援業務	1,070,000
	財務課	地方公会計制度運用支援業務委託	1,100,000
	税務課	OCR機器保守	190,080
地域振興部	政策調整課	JR留萌駅運行最終日セレモニー 動画撮影編集業務委託	407,000
	ふるさと納税課	観光・地域ブランド力向上事業業務(その1)	749,595
		観光・地域ブランド力向上事業業務(その2)	122,282
		観光・地域ブランド力向上事業業務(その3)	127,921
	経済港湾課	道の駅アンテナショップ新商品開発業務	500,000
		道の駅カフェ新商品開発業務	500,000
		モンベルアウトドア観光構築事業委託	3,779,600
市民健康部	社会福祉課	手話通訳者派遣業務委託	100,590
		生活保護レセプト点検等業務	702,900
	市民課	令和4年度国民健康保険被保険者証 更新業務アウトソーシング	231,000
		令和4年度特定健診受診勧奨業務委託	1,550,000
	保健医療課	施設管理業務委託	548,335
	介護支援課	令和4年度MCWEL介護保険システム保守	2,189,880
		令和4年度介護保険電算機器保守	447,480
	地域包括支援センター	地方包括支援システム端末追加設定委託業務	157,300
		留萌市給食サービス業務(その1)	3,229,008
		留萌市給食サービス業務(その2)	880,000
都市環境部	上下水道課	浄化センター消防用設備等検査業務	107,800
		留萌浄化センター汚泥分析業務	264,000
	環境保全課	地球温暖化対策活動推進業務	946,000
		亜鉛メッキ製クリーンステーション制作業務	2,530,000
教育委員会	教育政策課	オンライン特別講義業務委託	858,000
		小学校消防用設備等保守点検業務委託	462,000
		中学校消防用設備等保守点検業務委託	355,300
	生涯学習課	留萌市温水プール空調・ボイラー設備等 保守点検委託	701,800

	子育て支援課	ファミリーサポートセンター業務委託	5,441,260
		令和4年度青少年健全育成事業委託	1,012,000
	子ども発達支援センター	留萌市幼児療育通園センター機械警備業務	264,000
	学校給食センター	留萌市学校給食センター食品残留農薬検査業務	95,700
		留萌市学校給食センター食材細菌検査業務	56,100
病院事業	総務課	市立病院白衣等洗濯業務委託	6,733,586
		ホームページ保守業務委託	467,060
		市立病院防火管理業務委託	1,672,000
		医療材料S P D業務委託	10,560,000
	医事課	留萌市立病院寝具等賃貸借及び業務委託	7,761,600

7 監査の結果

監査の結果は次のとおりであり、事務処理に関して一部改善・検討を要する事項が見受けられた。

なお、各部局における事務処理上留意すべき個別事項については、12月26日に実施した講評の中で指導したので記述を省略する。

(1) 契約書

① 記載事項について

これまでも継続的に指摘している事項であるが、留萌市契約規則第28条第3項（病院事業は留萌市立病院契約規程第29条第3項）に規定する「契約書に記載しなければならない事項」の記載のないものが多数見受けられた。

契約規則を再確認の上、必要な事項を整理し適正な契約書の作成にあたられたい。

② 契約内容の履行について

標準様式として財務課が定める約款の第2条（指示等の書面主義）に規定するとおり、指示、通知等は書面により行わなければならないが、業務担当員、業務処理責任者等の通知、業務報告書の提出等が行われていないものが多数見受けられた。また、再委託の承諾手続きが行われていないものも見受けられた。

契約書にある事項は確実に履行する必要があるため、業務の目的と契約内容に矛盾はないか等の確認を十分に行った上で契約を締結しなければならない。また、契約締結後は、契約内容のとおり履行している

かの確認が重要になることから、その体制を構築する等の対策を図られたい。

(2) 契約手続き

① 見積合せ等執行伺について

契約保証金免除の要件を満たしていないもの、記載がなく根拠が不明なものが多い見受けられた。

契約保証金は、相手方の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であることから、留萌市契約規則第32条各号に規定する場合において免除することができるものである。

適切な理由により免除を判断するよう努められたい。

② 随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項各号により随意契約によることができる場合を列挙して限定しているが、今回監査した業務においては、第1号及び第2号を理由としているものが多数を占めていた。

第1号を理由としているものでは、留萌市契約規則第26条で定める額を超えているもの、額は条件を満たしているが2者以上から見積書を徴取していないものがあった。

第2号を理由としているものでは、その者しか契約の目的を達成できないことが客観的に判断できる理由が必要であるが、そのことが判断できる内容となっていないものが多数見受けられた。

地方自治法施行令第167条の2第1項各号、留萌市契約規則第26条等関係法令を改めて確認し、根拠の適正化を図られたい。

③ 予定価格について

留萌市契約規則第15条第1項ただし書等に規定するとおり、予定価格が30万円を超えない場合、予定価格調書の作成は省略できる。しかし、その場合であっても予定価格は定めなければならないが、定めていないものが散見された。

また、予定価格が30万円を超えているのに予定価格調書を作成していないものも見受けられた。

留萌市契約規則、契約マニュアルを改めて確認し、適正な事務処理に努められたい。

(3) その他

○ 全庁的な基準について

財務課が定める契約手続き様式を使用せず、決定書により手続きしているもの、契約書、約款の標準様式を使用しておらず記載しなければならない事項が記載されていないもの、約款に規定する事項を担当者の判断により省略し、必要な処理を行っていないものが多数見受けられた。

関係法令等の改正内容を反映した契約書、約款の標準様式の共有等、庁内で統一した手続きが行われるよう全庁的な基準の整理を検討されたい。

8 まとめ

地方公共団体が締結する契約は、当該自治体の活動として行うものであり、法律の原理に基づくことが必要である。その目的は「公益」であり、公の秩序を維持するために一定の制限が必要であるため、「地方自治法」、「地方自治法施行令」、「留萌市契約規則」、「留萌市会計規則」等により手続きが定められている。

また、契約制度の公正確保、受注機会の均等及び価格の有利性の見地から、地方自治法では一般競争入札を原則としているが、「地方自治法施行令」で定める場合に該当するときに限り、指名競争入札、随意契約及びせり売りの方法によることができるとされている。

このことから、契約に携わる職員は契約行為を通じて直接、地方公共団体の利害に関わる業務を担うことになるため、高い倫理観と公平性が求められ、関係法令等に基づき適正な事務手続きを行わなければならない。

そのため契約事務の執行にあたる職場では、①契約事務手続きの知識取得や理解がされているか。②随意契約の根拠、理由は適正か。③仕様書の作成、予定価格の積算は適正か。④契約書の記載事項に不備、漏れはないか。⑤最小の経費で最大の効果が見込まれているか。などの点に留意し、管理職員を含む複数職員でのチェック体制の強化を図ることが重要である。

今後の事務にあたっては、今回の定期監査で示した指摘等の内容を十分に踏まえ速やかに措置を講じるとともに、個々の職員が改めて契約に必要なとされる手続きを再確認し、その重要性を理解した上で適正な事務処理にあたられたい。

組織における点検機能の強化に努め、公平で効率の良い事務の執行が図られるなど、地方自治法第2条第14項に規定する「住民の福祉の増進」と「最小の経費による最大の効果」の実現に向けた取組が推進されることを望むものである。